



## 【 注 意 事 項 】

- 1 登録申請書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、「避難行動要支援者（新規・変更・更新）登録申請書」を提出してください。

### 【提出先】

- ・ 市役所（福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課又は介護保険課）
- ・ 地域包括支援センター（6カ所）
- ・ 福祉相談センター（3カ所）

- 2 申請する住所又は氏名が、住民基本台帳に記録されているものと異なる場合は、その旨申し出てください。また、今後変更が生じた場合も同様とします。
- 3 別表に掲げる施設等に入所している方は、登録申請ができません。また、今後、これらの施設に入所した場合は、名簿から取り消されます。
- 4 『立川市避難行動要支援者避難支援マニュアル』を参照し、日ごろの備えをしっかりとしていただくとともに、災害発生時の対応についてよく確認してください。
- 5 災害時に、より早く確実に安否確認・避難を行うには、普段から地域の支援者とのコミュニケーションを取っておくことが大切です。そのため、平常時であっても、名簿を提供した地域の支援者が申請者のお宅に電話をしたり、訪問したりする場合があります。（ただし、災害対応以外の目的で、連絡することはありません。）
- 6 平常時より、防災訓練に参加し、地域において積極的なコミュニケーションに努めてください。